

## 5. 証明について

この定理についての証明を3通り紹介する。

|           | 証明者                  |
|-----------|----------------------|
| I 帰納的証明   | 本人(額賀博)              |
| II 幾何的証明  | 長野県飯田市立鼎中学校 中谷 清茂 教諭 |
| III 代数的証明 | 岡山大学 平井 安久 先生        |

次のように文字を定める。

S ; 格子多角形の面積(単位格子の数)

m ; 完全な正方形(格子枠)の数

n ; 1つの辺と格子枠とで囲まれる枠の数{下図では、ア・イ・ウの3個}

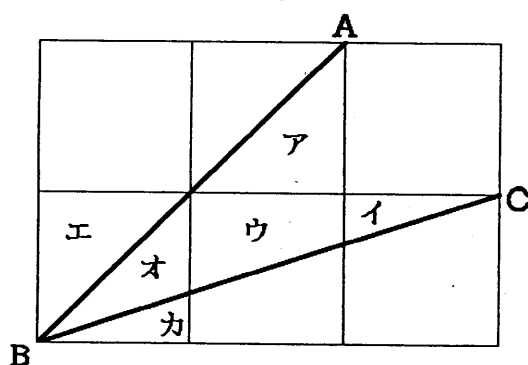
p ; 2つの辺と格子枠とで囲まれる枠の数{下図では、オの1個}

$$\text{公式 } S = m + \frac{n}{2} \dots\dots\dots \text{①}$$

### I 帰納的証明

#### 1. 多角形の1つの角(頂点)で証明を試みる。

まず、多角形の面積はmとそれ以外の部分からできているので、それ以外の部分の面積を調べればよい。



p {左図では、オの部分}の枠には必ず両側に{エ、カ}のような面積を求めない部分がある。

又、{エ、カ}と同じ形のn {ア、イ}の枠が存在する。

枠アを枠エに、枠イを枠カにそれぞれ移動すると{ア+オ+イ=1}で正方形ができる。

従ってpが1個とnが2個で正方形1個(面積1)となる。

求める面積にpが1個{オ}含まれている時、pが1個とnが2個{ア、イ}で面積が1となるため、pを1個とnを2個差し引き、その分面積1を加える。

上図では、p = 1個 {オ}

n = 3個 {ア、イ、ウ}

$$n \text{ の枠から } \{ア、イ\} \text{ を取り除いた部分 } \{ウ\} \text{ の面積は } \frac{n-2}{2} = \frac{3-2}{2} = \frac{1}{2} \dots\dots \text{②}$$

\* {②については、この証明の後に証明してある。}

$\frac{n-2}{2}$  の  $n$  にはもともと  $p$  は含まれていないので、 $p$  を 1 個と  $n$  を 2 個差し引い

たことになる。これにその分 {ア、オ、イ} の面積 1 を加える。

$$\frac{n-2}{2} + 1 = \frac{n-2}{2} + \frac{2}{2} = \frac{n-2+2}{2} = \frac{n}{2}$$

$p$  が 1 個に対し  $n$  が 2 個で面積 1 となるので、  
 $p$  が 2 個に対し  $n$  が 4 個で面積 2 となる。だから、  
 $p$  が  $N$  個に対し  $n$  が  $2N$  個で面積  $N$  となる。

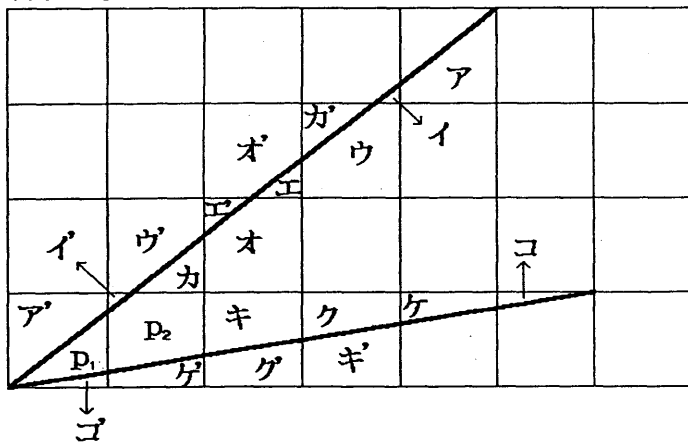
従って、 $p$  が  $N$  個の時は、

$$\frac{n-2N}{2} + N = \frac{n-2N}{2} + \frac{2N}{2} = \frac{n-2N+2N}{2} = \frac{n}{2}$$

となる。従って、 $p$  を数えなくても面積は求められる。  
 これに  $m$  (完全な正方形 (単位格子) の数) を加えれば面積が求められ、公式①が成立する。  
 格子多角形は、このような角の集まりであるから、任意の格子多角形について公式①が成立する。

【証明終】

2. ②を証明する。



任意の格子点と格子点を結んだ線分と各格子枠で囲まれたそれぞれの左右の枠は、線分の中点を中心とした点対称な図形となる。(上図では、アとア' というように同じカナの枠同士が、同形の枠となる。) このため、任意の格子点と格子点を結んだ線分の片側の枠の総面積は、線分が通過する正方形の数の  $1/2$  になる。.....③

[例] 上図で、ア~コ,  $p_1, p_2$  の全面積を求めるとすると。

$p = 2$  個 ( $p_1$  と  $p_2$ ) で、それらの両側の枠にあてはまる枠がある。

$$\left. \begin{array}{l} p_1 \text{ の両側の枠 (ア'・コ') にあてはまる枠; アとコ} \\ p_2 \text{ の両側の枠 (イ'・ケ') にあてはまる枠; イとケ} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \therefore p_1 + \text{ア} + \text{コ} = 1 \\ \therefore p_2 + \text{イ} + \text{ケ} = 1 \end{array} \text{-----} \textcircled{4}$$

$p_1, p_2$  に関係のある枠 (ア・コ・イ・ケ) を除くと、残りは (ウ・エ・オ・カ・キ・ク) となる。枠 (ウ・エ・オ・カ・キ・ク) は、枠 (ウ'・エ'・オ'・カ'・キ'・ク') のように同形の図形が存在する。

従って、 $p$  に関係のある枠を取り除いた枠の面積 (ウ・エ・オ・カ・キ・ク) は③より、枠の個数を 2 で割ったものになる。

$$\begin{array}{l} n = 10 \text{ 個 (ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ)} \\ \text{除く枠 4 個 (ア・コ・イ・ケ)} \end{array}$$

$$\text{枠 (ウ・エ・オ・カ・キ・ク) 6 個の面積} = \frac{n-4}{2} = \frac{10-4}{2} = \frac{6}{2} = 3$$

これに④を加えると (ア～コ,  $p_1, p_2$ ) の全面積となる。  $3 + 2 = 5$

$p$  が 1 個に対し両側の枠 2 個が存在し、 $p$  と枠 2 個を合わせて面積が 1 となるので、 $p$  が 2 個に対し両側の枠 4 個が存在し、それらの枠を合わせて面積が 2 となる。だから、 $p$  が  $N$  個に対し両側の枠は  $2N$  個となり、それらを合わせた面積は  $N$  となる。

$$p \text{ が } N \text{ 個のときの } p \text{ に関係のある枠を取り除いた枠の面積} = \frac{n-2N}{2} \text{ である。}$$

$n < 2N$  の時は、 $p$  の両側に枠を入れた時の不足分の面積となる。

【証明終】

(備考) ③は、次に紹介する幾何的証明の補助定理のことである。

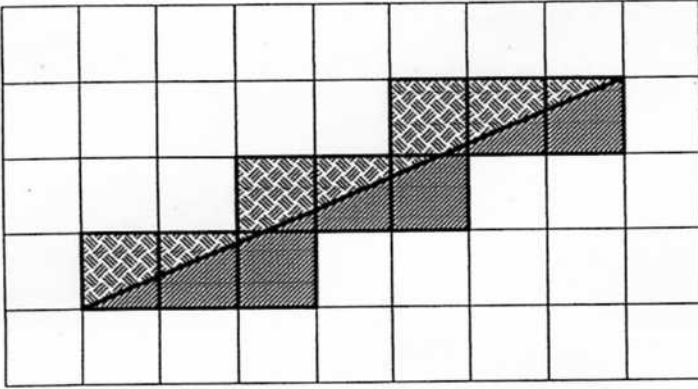
## II 幾何的証明

### 1. 補助定理

いま、格子点を端点とする斜めの線分がある。このとき、この線分を含む正方形のうちで、線分と同じ側にある部分の総面積は、この正方形の総数（総面積）の  $1/2$  で与えられる。（正方形の面積を1とする）

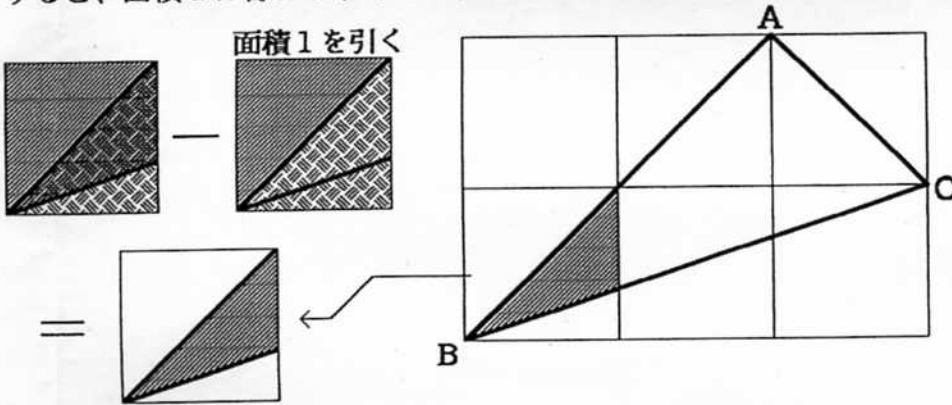
[証明]

- i 線分及びそれを含む正方形の総和で構成される図形は、線分の中点を回転の中心とする点対称図形である。故に、この図形を構成している任意の三角形、四角形又は五角形は、それと合同な図形を、点対称の位置（線分に対して反対側）に持つ。
- ii 三角形の合同条件を適用して、線分の端から内側に次々に合同図形を見いだすことも可能である。



### 2. 三角形への補助定理の適用

下図のような三角形の各辺に、補助定理を適用すると、 $p$ （2つの辺と格子枠とで囲まれる枠）の正方形は2回数えられることになるので、その部分の正方形を数えないことにすると、面積1が除かれ、もとの図形のみが加えられることになる。



ところで、いま

- $S$  ; 三角形の面積
- $m$  ; 辺を含まない正方形の数
- $n$  ; 辺を1本含む正方形の数
- $p$  ; 辺を2本含む正方形の数
- $r$  ; それぞれの辺が通過する正方形の個数の和 ( $p$  を2回数えている)

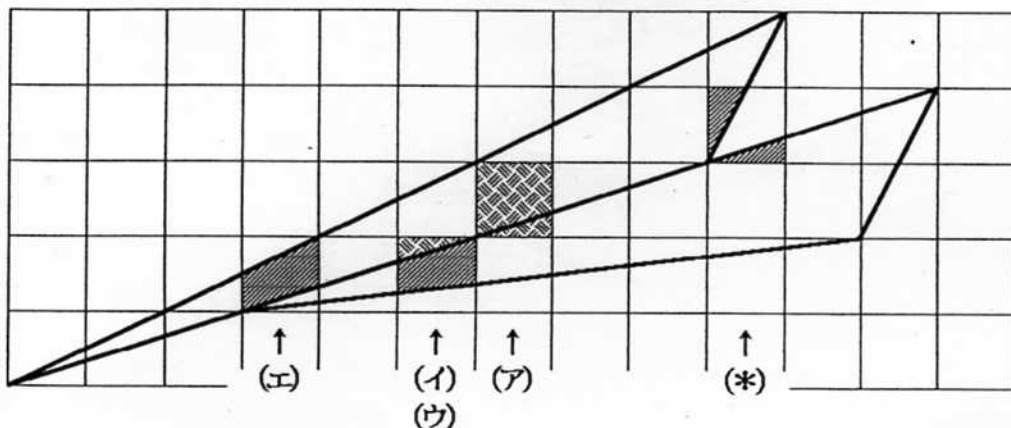
とすると、

$$\begin{aligned}
 S &= m + \frac{r}{2} - p \quad (\text{上図を参照}) \quad (\text{補助定理の適用}) \\
 &= m + \frac{(r - 2p)}{2} \\
 &= m + n / 2
 \end{aligned}$$

以上で、任意の三角形について公式①が成立することがわかった。

### 3. 三角形で多角形を合成する。

格子多角形は三角形の和に分割することができる。ここで、個々の三角形については公式①が成立することは既に示された。次にこれらの三角形の合成によってできた図形に対しても公式①が成立することを示す。



2つの三角形が合成される時、2つの図形の境界となる線分が通過する正方形について以下のことが成立する：

正方形の内部を線分が1本だけ通過している形を $S_1$ 、正方形の内部を線分が2本通過している形を $S_2$ 、線分の通過していない正方形を $S_0$ 。とよぶことにすると、

- (ア) 合成以前に $S_1$ と $S_1$ であったものが接して $S_0$ となる
- (イ) 合成以前に $S_1$ と $S_2$ であったものが接して $S_1$ となる
- (ウ) 合成以前に $S_2$ と $S_1$ であったものが接して $S_1$ となる
- (エ) 合成以前に $S_2$ と $S_2$ であったものが接して $S_2$ となる

のうちのいずれかが起こる。したがって(ア)から(エ)の各場合とも合成以前の図形については公式①が成立することにより $S_0$ 、 $S_1$ 、 $S_2$ の面積をそれぞれ1、 $1/2$ 、0とみなしたのであるから、合成後も同様に $S_0$ 、 $S_1$ 、 $S_2$ の面積をそれぞれ1、 $1/2$ 、0とみなせば、2つの三角形の面積の和が求められる。よって合成された図形においても公式①が成立する。

したがって、この合成を繰り返すことにより、三角形の合成により作られる図形、つまり任意の格子多角形について公式①が成立する。

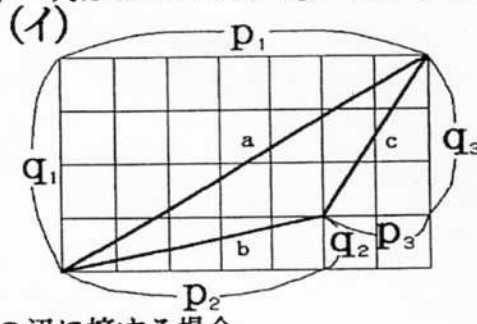
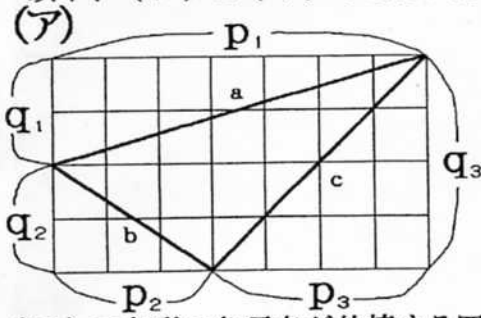
(注意：(\*)印の箇所は、 $S_2$ でなくて $S_1$ が2個あるとして考える)

【証明終】

記号を以下のように決める：

$N(a)$ を辺  $a$  が通過する正方形の個数とする。同様に  $N(b)$  を、 $N(c)$  を定義する。集合論の記号を用いて、 $N(a \cup b)$  は辺  $a$  または辺  $b$  が通過する正方形の個数を表し、 $N(a \cap b)$  は辺  $a$  と辺  $b$  の両方が通過する正方形の個数を表す。  $m$ 、 $n$  はそれぞれ幾何的証明で用いたものと同じである。

以下、(ア)と(イ)の場合に分けて、三角形について公式①が成立することを示す。



(ア) 三角形の各頂点が外接する四角形の辺に接する場合

$$n = N(a \cup b \cup c) - N(a \cap b) - N(b \cap c) - N(c \cap a) \dots \dots \dots (1)$$

ここで、

$$N(a \cup b \cup c) = p_1 q_3 - (p_1 q_1 - N(a)) / 2 - (p_2 q_2 - N(b)) / 2 - (p_3 q_3 - N(c)) / 2 - m \dots \dots (2)$$

さらに、

$$n = N(a) + N(b) + N(c) - 2(N(a \cap b) + N(b \cap c) + N(c \cap a))$$

より、

$$N(a \cap b) + N(b \cap c) + N(c \cap a) = (N(a) + N(b) + N(c) - n) / 2 \dots \dots \dots (3)$$

(1)式に(3)式を代入することにより、

$$n = N(a \cup b \cup c) - (N(a) + N(b) + N(c)) / 2 + n / 2$$

$$\therefore n / 2 = N(a \cup b \cup c) - (N(a) + N(b) + N(c)) / 2$$

右辺に(2)を代入して、

$$n / 2 = p_1 q_3 - (p_1 q_1 + p_2 q_2 + p_3 q_3) / 2 - m$$

$$\therefore m + n / 2 = p_1 q_3 - (p_1 q_1 + p_2 q_2 + p_3 q_3) / 2$$

右辺は与えられた三角形の面積である。

(イ) 三角形の頂点のうち一つが四角形の辺に接しない場合

(1)式、(3)式はこの場合も成り立つ。

次の(4)式が成立する。

$$N(a \cup b \cup c) = p_1 q_1 - (p_1 q_1 - N(a)) / 2 - (p_2 q_2 - N(b)) / 2 - (p_3 q_3 - N(c)) / 2 - p_3 q_2 - m \dots \dots (4)$$

したがって、(1)式に(4)式と(3)式を代入して、

$$n / 2 = N(a \cup b \cup c) - (N(a) + N(b) + N(c)) / 2$$

$$= p_1 q_1 - (p_1 q_1 + p_2 q_2 + p_3 q_3) / 2 - p_3 q_2 - m$$

$$\therefore m + n / 2 = p_1 q_1 - (p_1 q_1 + p_2 q_2 + p_3 q_3) / 2 - p_3 q_2$$

右辺は与えられた三角形の面積である。

三角形の多角形の合成については、IIの3にのべたことと同様にしてできる。

【証明終】

## 6. この定理の応用について

### [I] 単位格子(1つの格子枠)の面積が1でない時

この定理の面積は単位格子がいくつ分入るかを表しているのので、単位格子の面積が1でなくても次の式で求められる。

$$S = \left( m + \frac{n}{2} \right) \times (\text{1つの格子枠の面積})$$

### [II] 単位格子が正方形でない時

「5の証明について」のIの③{IIの補助定理}(任意の格子点と格子点とを結んだ線分の左右の枠は、線分の中点を中心とした点対称な図形となる)が成立する格子枠なら、単位格子が正方形でなくてもこの定理は扱える。

(単位格子(1つの格子枠)の面積が1でない時は、上記[I]の式で求める。)

(例) ・平行四辺形 ・二等辺三角形 ・他

### [III] コンピューターを使って地図や航空写真等のある部分の面積を求める。

ディスプレイに求めたい地図や航空写真等のある部分を表示し、格子枠の大きさを自由に変えながら求める面積と格子点とがうまくあう大きさで合わせる。

地図や航空写真等の縮尺の割合と上記[I]の式から面積を求める。(プログラムにすべて組み込めれば自動的に求まる)

## 7. 最後に

パズルや知恵の輪を自分の力でといた時のような感動を、数学の時間で子供達に味わえさせた時ほど、授業をしていて満足感のあふれるものはありません。

どうぞ、子供達と面積を求める競争をしてみてください。きっと、夢中になって食いついてくると思います。子供達がギブアップしたら、この定理を教えてあげてください。さらに夢中になって食いついてくると思います。

又、他の授業でも、色々工夫して素敵な授業を作り出してください。

~~茨城県鹿島郡鉾田町立鉾田北中学校~~  
教諭 額賀 博

← 当時の学校  
(H5年)